

## 地方公会計の整備促進を求める意見書

地方公会計の整備促進に関しては、平成27年1月の総務大臣通知により、全国の各自治体において、「統一的な基準による財務書類等」（以下「財務書類等」という。）を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう促されているところである。

各自治体が、財務書類等を作成し、活用を進めるに当たっては、高齢化・人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている各自治体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう、必要な施策を展開していく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 財務書類等を可能な限り早期に作成するため、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備には相当な作業コストを要するため、各自治体の財政力に応じた適切な財政措置を講ずること。
- 2 財務書類等を作成するに当たり、各自治体からの様々な相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。
- 3 財務書類等を作成し、活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治大学校等における自治体職員向けの研修を更に充実させるとともに、今後、財務書類等を地方議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議員向けの研修の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
財務大臣

福島県議会議長 杉山純一